広島県告示第八百十三号

に定め、 知事が定める駐車料及び更衣室の使用料の徴収期間並びに駐車時間及び駐車料を次のよう 及び重要港湾の表及び別表第二地方港湾の表の規定に基づき、知事が指定する緑地並びに 広島県港湾施設管理条例(昭和二十八年広島県条例第三十六号)別表第二国際拠点港湾 令和五年七月一日から施行する。

る駐車料及び更衣室の使用料の徴収期間)は、 港湾の表及び別表第一地方港湾の表の規定に基づく知事が指定する緑地並びに知事が定め なお、平成十五年広島県告示第千三百七十四号(広島県港湾施設管理条例別表第一重要 令和五年六月三十日限り、 廃止する。

令和五年六月一日

広島県知事 湯 﨑 英 彦

指定する緑地

福山みなと公園 1	ベイサイドビーチ坂・親水公園 コ	宇品波止場公園	広島みなと公園 コ	観音マリーナ海浜公園	みずとりの浜公園 す	名
福山市港町一丁目	安芸郡坂町水尻	広島市南区宇品海岸三丁目	広島市南区宇品海岸一丁目	広島市西区観音新町四丁目	広島市佐伯区五日市町	所 在 地

一 駐車料及び更衣室の使用料の徴収期間

ベイサイドビーチ坂・親水公園	緑地の名称	
七月一日から八月三一日まで	徴収期間	

三 駐車時間及び駐車料

親水公園緑地の名称	まで 年前九時から午後十時 自動車一台一回につき 単位	金額	
	でごとに 超える時間三〇分ま 一時間を超える場合 一時間まで	一〇無料	○円とする。
	一一枚つづり 一一枚つづり	一、〇三〇円	
	三○○枚つづり一○○枚つづり	二三、五六〇円八、九〇〇円	